

改正フロン法(フロン排出抑制法)に関するお知らせ

**業務用冷凍空調(第一種特定製品)
機器のユーザー様へ**

2015年4月スタート



フロン排出抑制法により 点検は義務になります。

全ての業務用冷凍空調製品について、管理者は **簡易点検** を行う必要があります。
さらに管理する製品の**圧縮機の電動機定格出力が7.5KW以上**の場合は、
有資格者* による **定期点検** を行う必要があります。 * (冷媒フロン類取扱技術者)

点検種別	対象機器と規模		点検頻度	点検内容
簡易点検	全ての機種		3ヶ月に1回以上	目視確認による機器の 異音・振動・外見の損傷・腐食・錆・振動・ 外見の損傷・油にじみ・霜付き
定期点検	空調機器	50KW以上	1年に1回以上	<有資格者が実施> ①間接法 : 機器の運転状態記録などから判断 ②直接法 : 発泡液や電子式、蛍光剤で確認
		7.5~50KW	3年に1回以上	
	冷凍・冷蔵機器	7.5KW以上	1年に1回以上	

不意の故障によるトラブルを防止
するため機能点検をセットにする事
をお勧めいたします。

電子式による点検(例)



冷媒漏えい点検記録簿(例)

フロン排出抑制法に関するお問い合わせは



- 本社・北信営業所 長野市小島田町1856-2 TEL026-284-9331
- 東信営業所 東御市和字中原4545-2 TEL0268-64-1077
- 中信営業所 松本市笹賀2022-1 TEL0263-85-7575
- 南信営業所 駒ヶ根市赤穂497-575 TEL0265-81-1755